

令和7年度全国高等学校総合体育大会 岡山市実行委員会協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」(以下「大会」という。)の岡山市開催競技について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の定義及び対象)

第2条 協賛とは、企業等が令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会(以下「岡山市実行委員会」という。)に対して行う、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 金銭の提供による協賛
- (2) 物品等の提供又は貸与による協賛
- (3) その他、岡山市実行委員会が認めるもの

2 協賛の対象とする競技種目は、バスケットボール、女子バレーボール、柔道とする。

(活用)

第3条 提供された金銭(以下「協賛金」という。)については、申し出のあった競技種目別大会の事業費に充てるものとし、提供又は貸与された物品等(以下「協賛物品」という。)については、申し出のあった競技種目別大会の運営に関する諸物品等として活用するものとする。

(募集方法)

第4条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

(協賛の申込み)

第5条 企業等が協賛を申し出る場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛申込書(様式第1号)により申し込むものとする。

(協賛の決定)

第6条 岡山市実行委員会は第5条の申込書の提出を受けた場合は、次項に基づき速やかに協賛の可否を決定し、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛受諾決定通知書(様式第2号)又は令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛不承諾決定通知書(様式第3号)により、当該申込を行った企業等に通知する。

2 岡山市実行委員会は、協賛の申込を行った企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛の申込を受諾しないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等(以下「ナショナルスポンサー」という。)と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合

- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (3) 岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員と認められる場合
- (4) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる場合
- (5) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (6) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (7) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (8) その他、岡山市実行委員会が不適当と認める企業等の場合

(納入)

第7条 前条第1号の規定により協賛受諾決定通知書を受けた企業等(以下、「協賛企業等」という。)は、岡山市実行委員会が指定する期日までに協賛金又は協賛物品を一括前納しなければならない。ただし、特別な理由があると岡山市実行委員会が認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、協賛金は、原則振込払いとし、振込手数料は協賛企業等が負担するものとする。また、協賛物品の納入に係る送料等は協賛企業等が負担するものとする。
- 3 岡山市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛金受領証明書(様式第4号)を、協賛物品を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛物品等受領証明書(様式第5号)を当該協賛企業等へ交付する。

(協賛の特典(権利))

第8条 岡山市実行委員会は、協賛企業等に対して、別表の協賛金額又は協賛相当額に応じ、申し出のあった競技種目別大会のプログラムに広告掲載する特典(権利)を付与する。ただし、ナショナルスポンサーが有する権利と調整する場合がある。

- 2 岡山市実行委員会が特に必要と認める場合は、別表の協賛金額又は協賛相当額によらず特典(権利)を与えることができる。
- 3 広告を掲載する位置、枠数等については、岡山市実行委員会の定めるものとする。
- 4 特典(権利)の提供期間は、原則として、第6条第1項により協賛を受諾した日から岡山市実行委員会が解散する日までの期間とする。

(掲載内容の変更)

第9条 岡山市実行委員会は、協賛受諾決定後の事情変更等により広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第12条第2項に抵触し又はそのおそれがあると認められるときは、協賛企業等に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

- 2 協賛企業等が自己の都合により、協賛の内容等の変更を希望する場合は、岡山市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛変更申請書(様式第6号)(以下「変更申請書」という。)を岡山市実行委員会へ提出しなければならない。
- 3 岡山市実行委員会は、前項の変更申請書の提出を受けた場合は、速やかに協賛変更の可

否を決定し、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛変更に係る通知書(様式第7号)により当該協賛企業等に通知するものとする。

(協賛の取下げ)

第10条 協賛企業等が自己の都合により協賛の取下げを求める場合は、岡山市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛取下げ申請書(様式第8号)を岡山市実行委員会へ提出しなければならない。

- 2 岡山市実行委員会は取下げを承諾する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛取下げ承諾書(様式第9号)により、当該協賛企業等に通知するものとする。
- 3 岡山市実行委員会は、前項の規定により協賛の取下げを承諾した場合、特典(権利)を停止する。この場合、既に納付された協賛金又は提供を受けた協賛物品については、特別の事情がある場合を除き返還しないものとする。

(協賛の受諾の取消)

第11条 岡山市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会協賛受諾取消通知書(様式第10号)により第6条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 岡山市実行委員会が指定する期日までに協賛金の納付又は協賛物品の提供をしなかったとき。
- (2) 岡山市実行委員会が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第9条第1項に規定する掲載内容の変更に対し、協賛企業等が応じないとき。
- 2 前項第2号又は第3号の理由により取り消された場合は既に納入された協賛金又は協賛物品については、これを返還しないものとする。

(広告の掲載)

第12条 協賛企業等は、第8条に規定する特典(権利)として、競技種目別大会プログラムに広告の掲載を希望する場合は、岡山市実行委員会が指定する期日までに、競技種目別大会プログラムに掲載する広告(以下「プログラム広告」という。)の原稿を提出しなければならない。

- 2 協賛企業等はプログラム広告の掲載に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) プログラム広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) プログラム広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) プログラム広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) プログラム広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、協賛企業等の責任及び負担により解決するものとする。
 - (5) 協賛企業等は、プログラム広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金の還付)

第13条 納付された協賛金又は提供を受けた協賛物品は返還しない。ただし協賛企業等の責めに帰さない理由により広告掲載が出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、当該協賛企業等に返還する。

(協賛金又は協賛物品への謝意)

第14条 岡山市実行委員会は、協賛金又は協賛物品の提供を受けたときは、協賛企業等に対して
礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、岡山市実行委員会が解散する日限り、その効力を失う。

別表(第8条関係)

協賛特典(競技種目別大会プログラムへの協賛広告掲載/協賛企業一覧への企業名等掲載)

対象	協賛金額 (協賛相当額/税込)	印刷色	広告サイズ(A4判)
・バスケットボール ・女子ボレーボール ・柔道 のうち1競技	10万円以上	カラー	1ページ
	6万円以上		1/2ページ
	4万円以上		1/3ページ
	3万円以上		1/4ページ
	5万円以上	モノクロ	1ページ
	3万円以上		1/2ページ
	2万円以上		1/3ページ
	1万5千円以上		1/4ページ
	1万円以上		1/6ページ
	1万円未満		協賛企業一覧への企業 名等掲載

※協賛金額は、物品の提供又は貸与による協賛及びその他協賛事業の場合は、販売・貸与価格、数量等を参考に金額を積算するものとし、金銭の積算が困難は協賛については別途協議するものとする。

※協賛金額は、物品の提供又は貸与による協賛及びその他協賛事業の場合は、換算額に読み替える。